

平成 20 年度 第 3 回 大阪市都市計画審議会 会議要旨

1 日 時 平成 20 年 12 月 5 日（金） 午前 9 時 30 分から午後 0 時 20 分

2 場 所 大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

3 出席者

（委員）

村橋会長、梅宮委員、角野委員、鳴海委員、檜谷委員、藤本委員、正木委員、松永委員、南川委員、小玉委員、高田委員、山下委員、田中委員、太田委員、荒木委員、天野委員、新田委員、漆原委員、権世委員、奥野委員、広岡委員、瀬戸委員、寺戸委員、江川委員

（臨時委員）

石橋委員、山田委員

（本市出席者）

（幹事）

北村計画調整局長、立田計画部長、高橋都市計画担当課長

（説明者）

〔経済局〕

西浦都市農政センター所長

4 議題等

議第132号 大阪都市計画生産緑地地区の変更について

議第133号 大阪都市計画用途地域の変更について

議第134号 大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

議第135号 大阪都市計画地区計画の変更について

議第136号 大阪都市計画地区計画の決定について

議第137号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

議第138号 大阪都市計画通路の変更について

大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について（報告）

5 議事要旨

（1）計画調整局（幹事）から議題について説明を行った。審議の結果、原案のとおり可と答申された。

- ・ 議第132号 大阪都市計画生産緑地地区の変更について

「生産緑地地区」の区域変更・追加・廃止について審議された。

- ・ 議第133号 大阪都市計画用途地域の変更について

「容積率」の変更について審議された。

（北区梅田二丁目及び梅田三丁目地内）

- ・ 議第134号 大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

「準防火地域」から「防火地域」への変更について審議された。

（北区梅田二丁目及び梅田三丁目地内）

- ・ 議第135号 大阪都市計画地区計画の変更について

「西梅田地区地区計画」の変更について審議された。

- ・ 議第136号 大阪都市計画地区計画の決定について

「大阪駅西地区地区計画」の決定について審議された。

- ・ 議第137号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について
「大阪駅西地区」の追加について審議された。
- ・ 議第138号 大阪都市計画通路の変更について
「3号大阪駅南口西通路」の追加について審議された。

(報告)

- ・ 大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について
大阪都市計画道路（1・4・1号大阪池田線及び1・4・2号大阪東大阪線）における渡り線の整備及び付加車線の整備、信濃橋入口の改築に必要な区域の追加について報告した。

(2) 意見等の概要は次のとおり

(議第132号)

■ 委員からの主な意見・質問

- ・ 農地、生産緑地は減少傾向にある。これに歯止めをかけて農地、生産緑地、ひいては緑を増やすための大阪市としての数値目標やビジョンが求められるのではないか。
- ・ 農地の保全、農業振興のため、生産緑地の解除の申し出に対して行う農業者へのあっせんの方法を充実してほしい。

■ 説明

- ・ 生産緑地については、法制度上30年間農業を続ける必要があり、農業従事者の意思や事情に依存するところが多い。

(議第133号～138号)

■ 委員からの主な意見・質問

- ・ これからは高い建物を建てるだけでなく、風の道を考えていくべきである。ついたての中に大阪駅があるようである。景観、日照、圧迫感の面からも低層階はもっと低くすべきではないか。
- ・ 均衡ある都市の発展のために、周辺とのバランスあるまちづくりができるよう十分に検討してほしい。
- ・ 大阪中央郵便局は、日本における近代建築の秀作として建築学会が評価もし、保存の要望書も出している。このような建物の歴史的な価値についてはどのように考えているのか。保存を前提に工夫ができないのか。
- ・ 文化的・歴史的価値があるとされるこの建築物を潰すことは、大阪市長の文化を大事にという方針に反する。
- ・ 優れた建築はできれば残していくべきと考えるが、建物の建っている場所やそれが将来果たすべき役割ということを考えたときに、大阪駅の南の地区は利用上様々な問題がある地区と認識している。単に学術的、文化的にすぐれているから残せばよいのではなく、事業により市民が便利さや快適さなどを実感できる空間づくりが必要であり、新しい建物として、現在よりレベルの高いものにしていかなければいけない。

■ 説明

- ・ 大阪駅を中心に、周辺の建物が群としてまとまりを持ち、景観を含め調和したものとするために、広場や50メートル以上ある道路といった公共空間をひとつのオープンスペースとし、その周りに一定の囲まれ間を持つ新しい景観をつく

りながら、背後には高層棟を配置し大阪の顔としての拠点性を発揮させたいと考えている。

- ・ 高度な都市機能と良好な都市空間、都市環境といった相反する要素があるものをいかに両立させるかという点で、高さの与える圧迫感の一方でビルの足元周りについては、壁面の後退により歩行者環境の整備を行うなどの工夫を行っている。
- ・ 保存方法の工夫は可能ではあるが、バリアフリー化や隣接エリアとの連続性の確保ができないなどの問題が残る。西梅田のエントランスであり、大阪駅の顔にもなる場所でもあるため、セットバックによりエントランス空間としての公共空間をきちんと外部に確保したいことから、一部保存の案としている。
- ・ 歴史的建築物の保存・活用も、劇場機能といった新たなものも共に文化であり、それぞれの土地柄にあった土地利用を考えていくことが文化を都市計画でどう表現していくかということとなると考える。

6 会議資料

- ・ [議第132号 大阪都市計画生産緑地地区の変更について](#)
- ・ [議第133号 大阪都市計画用途地域の変更について](#)
- ・ [議第134号 大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について](#)
- ・ [議第135号 大阪都市計画地区計画の変更について](#)
- ・ [議第136号 大阪都市計画地区計画の決定について](#)
- ・ [議第137号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について](#)
- ・ [議第138号 大阪都市計画通路の変更について](#)
- ・ [意見書の要旨（議第133号～議第138号に対するもの）](#)
- ・ [参考資料（議第137号関係）](#)
- ・ [大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について（報告）](#)

7 お問い合わせ先

計画調整局計画部都市計画担当

電話番号 06-6208-7872

FAX 06-6231-3753

メール ea0006@city.osaka.lg.jp